

田舎館村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年11月10日（月）午前8時55分から午前9時17分

2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」

3 出席委員

農業委員（8名）

会 長	10番	白戸	陽平
委 員	1番	中山	静子
	2番	中山	稔
	3番	田澤	一
	6番	須藤	和
	7番	福原	義明
	8番	福士	正芳
	9番	工藤	浩司

農地利用最適化推進委員（4名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	佐藤	文裕
担当区域5	工藤	成幸
担当区域6	鈴木	哲也

4 欠席委員（4名）

4番	浅利	進
5番	阿部	雄一郎
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎

5 議事日程

第1 議事録署名者の指名

第2 会議書記指名

第3 議案審議

議案第27号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について

報告第26号 農用地利用集積等促進計画の認可について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 事 鹿内 日愛

7 会議の概要

事務局 ただいまより、11月の定例総会を開催いたします。
はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 田舎館村農業委員会憲章、（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議を始めたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員8名、推進委員4名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。6番の須藤和委員と7番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第27号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第27号について説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、賃貸借権設定が1件です。

3ページをお開きください。

賃貸借権設定の整理番号10番は、大曲早稲田の畑3筆と田1筆の合計6,869㎡です。

当該農地は、所有者からあっせん希望があがっていた農地です。あっせん情報を見た賃借人が、経営規模拡大のため耕作を希望し、貸借することとなったものです。

水稻の作付を予定しています。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第27号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、議案第27号は原案のとおり決定することとします。

次の議案第28号につきましては、推進委員の工藤秀範委員が関係する案件が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、審議終了まで退室をお願いします。

(工藤秀範推進委員 退室)

会 長 議案第28号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画案を作成するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 議案第28号について説明いたします。

今月の案件は、一括方式による所有権移転が1件、賃貸借権設定が2件、機構借入農地の再配分による賃貸借権設定が1件です。

5ページをお開きください。

所有権移転の整理番号20番は、境森佃の畑、920㎡です。

譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自身は農業者ではなく、農地を手放したい意向であったため、譲受人に申し出て売買することとなったものです。

長期間耕作されていなかったため、現況地目が雑種地となっておりますが、所有権移転後は、畑として耕作される予定です。

6ページをお開きください。

一括方式による賃貸借権設定の整理番号49番は、高樋川原田の田3筆、高樋鱸沼の田1筆、十二川原鱸沼の田4筆、合計10,140㎡です。

期間満了による契約更新です。

次に、整理番号50番は川部下西田の田1筆、川部中西田の田2筆、合計8,743㎡です。

期間満了による契約更新です。

7ページをお開きください。

機構借入農地の再配分による賃貸借権設定です。

整理番号5番は、豊蒔西牡丹森の田2筆、合計6,102㎡です。

これまでも所有者不明農地制度を利用して貸借を行っていた農地で、期間満了に伴い再設定を行うものです。

以上の計画案の内容は、農地の効率的利用や農作業従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第28号に対して、意見、質問等ありませんか。

2番委員（中山 稔）

7ページの整理番号5番なんですが、中間管理事業を使えばこういった所有者不明農地でも貸借できるということなんですが、その辺についてももう少し教えてください。

事務局（鈴木）

（所有者不明農地制度について説明）

2番委員（中山 稔）

流れとしてはだいたい分かりました。

そうすれば、今回でいけば賃借人が総額 363,500 円を一括で払っているんですが、そのお金というのは中間管理機構が預かりという形になるんですか。それとも所有者には相続人がいないので、そのお金というのは宙に浮いた形になるんですか。

事務局（鈴木）

中間管理機構に支払われた後、法務局に供託になります。

会 長 その他ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、議案第 28 号については、原案のとおり決定することとします。

工藤秀範委員の入室をお願いします。

（工藤秀範推進委員 入室）

会 長 次に報告事項に入ります。

報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 24 号は、農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

9 ページをお開きください。

整理番号 39 番は、賃借人への売渡しのため解約を行ったものです。

整理番号 40 番は、今後、別の耕作者への売渡しを予定しているため解約を行ったものです。

以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 ないようですので、報告第 24 号を終わります。

次に、報告第 25 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出の受理について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 25 号は、農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものです。
農地法第 5 条の届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。
11 ページをお開きください。
今月は 1 件受理しております。
整理番号 3 番は、川部中西田の畑、1,176 m²です。
ユニットハウスの展示・販売スペースとして、転用及び所有権移転するものです。
添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。以上です。

会 長 ただいまの報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 25 号を終わります。
次に、報告第 26 号「農用地利用集積等促進計画の認可について」を事務局から説明願います。

事務局 報告第 26 号は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき知事の認可を受け、同条第 7 項の規定により通知書を受理したので報告するものです。
今月は、所有権移転が 7 件、一括方式による賃貸借権設定が 2 件、再配分による賃貸借権設定が 1 件です。
7 月及び 8 月の定例総会において、農用地利用集積等促進計画案に対する意見について審議された案件です。
県の認可、公告日については、所有権移転が令和 7 年 9 月 22 日付け、一括方式及び再配分による利用権設定は 9 月 29 日付けとなっております。
以上で説明を終わります。

会 長 ただいまの報告第 26 号について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 ないようですので、報告第 26 号を終わります。
 以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。ありがとうございました。